

中間報告(案)に対する委員コメント

該当箇所	原文	コメント・修正案	委員名
1. 3 中間報告の位置づけと今後の取組み			
2 ページ 22 行目	「なお、JICA 審査諮問機関については、新 JICA においても従来どおりにその設置は合意されたが、今後の本委員会における議論において具体的な構成や機能についてはさらに検討する予定である。」	<p><修正案> 次のとおり修正「なお、JICA 審査諮問機関については、新 JICA においても従来どおり設置する方向で議論がなされたが、今後の本委員会における議論において具体的な構成や機能についてさらに検討した上で、最終的な判断がなされる予定である。」</p> <p><修正理由> 審査諮問機関そのものを否定する意見はなかったが、「2.基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスに関連して、様々な意見が出た。今後、委員会における議論において具体的な構成や機能等についてさらに検討がなされた上で判断がなされることになったと理解している。</p>	北村委員
2. 1 基本的な考え方の整理			
6 ページ 4 行目	「ガイドラインの改定を行うこととした。」	「新ガイドライン」の作成は本委員会ではなく新 JICA が行い、本委員会は新 JICA に必要な助言を行うことを目的としている。本文 2 行目は以下に修文が必要ではないか。 ⇒「ガイドライン作成にあたって新 JICA に必要な助言を行うこととした」	中委員
6 ページ 5 行目	「ガイドラインの対象は、現行の JICA ガイドライン、JBIC ガイドラインの双方の考え方と同じく、原則として組織の行う事業の全てとする。」	<p>「原則として組織の行う事業の全てとする。」は、事実誤認になりやすく、修文が必要。</p> <p><修正案> 具体的な事業形態(スキーム)を列挙する形に修正。</p> <p><修正理由> 現行の JICA ガイドライン(GL)では、対象とする事業形態を「JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクトを対象とする」と明記している。JICA は他にも研修や専門家派遣、草の根技術協力事業や青年海外協力隊派遣等の様々な事業を行っており、新 GL でも対象となるスキームを明記する方が整合的。</p>	中委員 北村委員
6 ページ 22 行目	「迅速化の観点を加える。ただし、環境社会配慮に万全を期すこと。」	<p>産業界委員からの意見として以下を付記して頂きたい。また、「ただし、」以下は別のパラグラフに記載頂きたい。</p> <p>⇒「迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得る。新ガイドラインの作成において、迅速化の観点は極めて重要である。」</p>	中委員

6 ページ 33 行目	「ただし、新JICAの業務は民間企業ではなく政府が対象となるため、公的支援という立場での配慮が必要で、同案よりもさらに高い水準での改定が求められると本委員会は考える。」	委員会のコンセンサスは、「現状より後退するものではない」までではないのか。 <修正案> 削除もしくは下線部を次のとおり修正「ただし、新 JICA が行う業務は ODA であることを踏まえ、」 <修正理由> 新 JICA の GL が新 JBIC より後退してはならないという問題意識は理解するが、新 JBIC は 100%政府株式保有の公的な性格を有する機関であり、公的支援か否かという切り口で新 JBIC との比較を行うのは適当ではない。	中委員 北村委員
2. 2 現行ガイドライン制定時の議論等を踏まえた座長コメント			
7 ページ 1 行目	(全般)	前回のドラフトでは、座長コメントは Box 的な扱いと理解しましたが、今回中間報告の本文に入っています。座長コメントは Box に入れてはどうでしょうか。(本文に入れるのであれば、下記の諸点でいまいし慎重な表現振りが求められます。) 『座長コメント』は参照コラムとの位置づけにする筈だったと思いますが、何故報告書の本文に組み入れられたのでしょうか?『委員は等しく責任を共有する』との前提に鑑みると『座長コメント』が本文の一部を構成することには違和感があります。本文とする必要がある記述ならば、私的なコメントとするのではなく、内容について各委員の意見を求め、それらを反映すべきであると考えます。(従って『座長コメント』ではなく、『考え方の前提』等といった見出しが妥当。) <修正案> 移動もしくは体裁の修正 <修正理由> 座長コメントの中には、例えば P10 (5)⑤⑥等、有識者委員会で議論されていないものもあるが、座長の見解としてであれば掲載自体に反対することはしない。ただし、2.2 と通し番号にすることで、委員会全体としての中間報告書との区別が曖昧になるほか、4.の論点に対する考え方のベースになることは適当ではない。参考としての位置づけが明確になるよう、中間報告書の末尾に移動するか、囲み記事にする等の工夫が必要。なお、(5)③に関し、案件の採択・不採択は外務省が行うことから、(2)①と平仄を合わせて「JICA は外務省に意見を提出する」等に修文することが適当。	高梨委員 千吉良委員 北村委員
(1)環境社会配慮の主体			
7 ページ 7 行目	「相手国政府は、自国の人権その他の諸法を守り、新 JICA が支援する環境社会配慮の助言等を自ら行う事業に活用するとともに、自国が批准した国際条約等を誠実に遵守する。この点を徹底することで、相手国政府が適切な環境社会配慮を行う意思が明確であることがプロジェクトの採択及び継続の条件となる。」	相手政府に人権その他の諸法・国際条約等の遵守をガイドラインで求めるのは、ガイドラインの範囲を超えていないでしょうか。	高梨委員

7 ページ 13 行目	「相手国との共同作業で行われるべきである。」	相手国との「共同作業」により実施するとの記載は、共同(連帯)責任との誤解を招きやすく、特に資金協力の場合に責任の所在が曖昧になってしまい、相手国へのレバレッジを弱めてしまう可能性があります。JICA が事後的なレバレッジを保つためには、ガイドライン上で環境社会配慮は相手国の責任であることを強調することが重要であり、委員会でもその様な議論があったと思います。	千吉良委員
(4)環境社会配慮に当たり勘案すべき事項			
8 ページ 25 行目	「特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な考慮が求められる。」	協力事業というより、現行ガイドラインにあるように「情報公開やステークホルダー協議において」特別な配慮が必要と挿入してはどうでしょう。	高梨委員
8 ページ 31 行目	「ODA が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長することがないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要である。このような、援助案件自体が紛争の助長などの問題を引き起こす恐れがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行うほか、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう。」	ここで言う「別途のチェック」については十分な議論はしていないと理解しています。	高梨委員
9 ページ 3 行目	「今では先進国だけでなく、世界各国で適用されている。」	<p><修正案> 具体的な事例を紹介頂いた上で、さらに議論を深める必要があると考える。</p> <p><修正理由> 戦略的環境アセスメント(SEA)については座長から繰り返し指摘がなされたが、各国における状況を含め、適用の詳細については委員会で具体的な情報を踏まえた十分な検討が行われていないと認識。また、P19 の 4.2.1(4)④、P.20 の 4.2.1(4)、P21 の 4.3.1(4)、P33 の 5.4 に、「SEA を導入すべき」旨の言及があるが、国内でもまだ先進的な取組である SEA を途上国における開発援助分野へ導入することについては、適用のあり方を含めさらに議論を深める必要がある。</p>	北村委員
9 ページ 5 行目	「SEA の考え方を活用して早期段階から環境社会配慮を確保する取組を行う。政策借款や MP にかかる協力準備調査など SEA の考え方の導入が適当なものについて、できる限り“環境社会配慮確認・支援の手続き”に反映させる」	政策借款にどのように SEA を導入するのか具体的な手続、手法等について引き続き調査、検討が必要。(* 政策借款の場合、「いつ」「誰が」「誰の費用負担で」SEA を実施するのか現段階では不明確と思われるため)。	小林委員

(5) 新 JICA 事業における環境社会配慮を有効に進めるための取組			
9 ページ 28 行目	「案件形成段階 案件形成段階から、環境影響と社会影響に十分配慮する。」	この文章の後に、委員会で意見を申し上げたように追記として、「調査に当たっては、環境社会配慮に必要な調査団員と十分な調査期間を確保するよう配慮する。」を明記していただきたい。	高梨委員
9 ページ 29 行目	② 要請段階	上記要請時の「環境社会面の情報」の添付とは、円借款の要請時の「環境影響評価報告書」を指しているのでしょうか。	高梨委員
10 ページ 14 行目	「新 JICA は案件の審査に当たり、環境社会配慮の見通しについて十分な検討を行い、その結果に基づき、必要な環境社会配慮行動を加えた実施決定をする。」	「環境社会配慮行動」という表現は分かり難いので補足が必要と思われます。	高梨委員
10 ページ 21 行目	「環境社会配慮が適切に行われる見通しがなく、事業が環境・社会に望ましくない影響を与えると考えられる場合には、採択しない。」	この段階で「採択しない」と判断できるかどうか。調査を進めるなかで適切な対応がとれるかどうか総合的に検討した上で判断すべきではないでしょうか。現行のガイドラインでは「協力事業の中止」について「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」を列記し慎重な配慮が求められており、議論が必要と思われます。	高梨委員
10 ページ 30 行目	⑤ 審査ガイドラインの制定と実施	本件は JICA ガイドライン策定時の報告書内容と同一と思われるので改訂が必要。また、ガイドラインを作ることは既に自明なので、この部分は削除しても良いのではないかと。但し、ここで言う「審査ガイドライン」が現在議論しているガイドライン以外のものを指す場合、本委員会の所掌外と思われる。	中委員
3. 1. 2 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの実施状況			
(1) 運用実態の確認報告			
12 ページ 12 行目	「より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったこと記載されていた。」	下線を修正「より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったことが記載されていた。」	北村委員
3. 3 協力準備調査			
14 ページ 23 行目	「従来の開発調査において実施されていた事前調査は、JICA の事業枠組みとしては廃止される。」	協力準備調査と名称が変わっても「事前調査」は引き続き必要で廃止はされないと思います。	高梨委員
4. ガイドライン改定に当たっての論点に対する考え方			
15 ページ 1 行目	(全般)	第 4 章の記載は委員から出された意見を全て反映している訳ではないこと、会場から出された意見も含まれること、必ずしも委員会の結論を記述している訳ではないことを明示すべきです。そもそも委員会は委員・会場と事務局の問答形式で終始進められ、委員・会場・事務局から様々な意見提出や説明が行われましたが、各委員の意見が一致したかの確認や結論といったことは必ずしも明確に行われてこなかった様に思います。従って、第 4 章冒頭部分は「～、論点に対して委員や会場参加者から提案された考え方のうち主要なものを以下に示す。～」との記載が妥当であると考えます。	千吉良委員
15 ページ 6 行目	「の改定を行うものとする」	「新ガイドライン」の作成は本委員会ではなく新 JICA が行い、本委員会は新 JICA に必要な助言を行うことを目的としている。第二パラグラフの 2 行目は以下に修文が必要ではないか。 「の改定を行うものとする」 ⇒「の改定を行うよう本委員会として助言を行うものとする」	中委員

4. 1. 1 改定ガイドラインの適用対象			
15 ページ 9 行目	「新 JICA は、従来どおり、その事業の全てをガイドラインの対象とする。」	<p>現行 JICA ガイドラインは、事業の全てをガイドラインの対象にしていない。</p> <p><修正案> 具体的な事業形態(スキーム)を列挙する形に修文。</p> <p><修正理由> 現行 JICA の GL では、対象とする事業形態を「JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクトを対象とする」と明記している。JICA は他にも研修や専門家派遣、草の根技術協力事業や青年海外協力隊派遣等の様々な事業を行っており、新 GL でも対象となるスキームを明記する方が整合的。</p>	中委員
		<p>今まで旧 JICA は審査過程をもっておらず、ガイドラインは調査段階の手続きが中心であり、一方 JBIC のガイドラインは審査の実施段階における要件が中心である。従って、新ガイドラインの案文作成に際しては、両者のバランスを考慮すると共に、詳細な手続きにより新 JICA の行動を規定するのではなく、一定のルールの下で、迅速化も考慮した柔軟な対応を可能とするとの方向性に十分配慮すべきである。</p> <p><修正案> 次のとおり修正「これら3スキーム全てについて適用対象とする。」</p> <p><修正理由> 新 GL の内容・構成が固まっていない現時点において、「適用対象とする」とは何かが明確でないため。</p>	北村委員
15 ページ 11 行目	「3 スキーム全てについて、案件形成、案件審査および案件実施の各段階を適用対象とする。」	<p>9 月 29 日付 4 団体による要望書で、「協力準備調査をガイドラインの適用対象から外したとしても、環境社会配慮の手続きは全体として、後退しないと考える。」と要望している。</p> <p>上記については、産業界委員からの意見として以下も付記願いたい。 ⇒「産業界委員からは協力準備調査をガイドラインの適用対象から外したとしても、環境社会配慮の手続きは全体として、後退しないと考える、との意見が出された。」</p>	中委員
		<p><修正案> 次のとおり修正「これら3スキーム全てについて適用対象とする。」</p> <p><修正理由> 新 GL の内容・構成が固まっていない現時点において、「適用対象とする」とは何かが明確でないため。</p>	北村委員
15 ページ 13 行目	「新しい枠組みである協力準備調査も、改定ガイドラインの対象とする。」	<p>9 月 29 日付 4 団体による要望書で、「特に新 JICA ガイドラインでは、無償資金協力と有償資金協力の本体事業が適用対象となるため、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象とすると環境社会配慮確認の手続きが重複し、迅速性が損なわれることを懸念している。」と要望している。</p> <p>本文は削除するか、産業界委員からの意見として以下を付記願いたい。 ⇒「産業界委員からは、本体事業における審査要件の明確化が重要であり、調査段階の手続きを詳細に規定してしまうと、早期段階からの配慮が必ずしも迅速化に繋がらない事態が懸念される、との意見が出された。」</p>	中委員
15 ページ 14 行目	「この早期段階からの配慮により、迅速化の要請に答えることができると期待される。」	<p>9 月 29 日付 4 団体による要望書で、「特に新 JICA ガイドラインでは、無償資金協力と有償資金協力の本体事業が適用対象となるため、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象とすると環境社会配慮確認の手続きが重複し、迅速性が損なわれることを懸念している。」と要望している。</p> <p>本文は削除するか、産業界委員からの意見として以下を付記願いたい。 ⇒「産業界委員からは、本体事業における審査要件の明確化が重要であり、調査段階の手続きを詳細に規定してしまうと、早期段階からの配慮が必ずしも迅速化に繋がらない事態が懸念される、との意見が出された。」</p>	中委員
15 ページ 16 行目	「また、新 JICA が作成する国別実施方針についても環境社会配慮が必要なので、新 JICA による当該国への支援における環境社会配慮に関する課題・留意事項を明らかにするなど、改定ガイドラインの適用対象とすることを検討すべきと考える。」	<p><修正案> 削除。</p> <p><修正理由> 一般的な環境社会配慮事項は、そもそも本 GL で示されるものであり、それを踏まえて各国の方針等が記載されると理解している。また、国別実施方針については、その位置付けや内容等もまだ決まっておらず、国別実施方針を GL の「適用対象」としてさらに審査等を行うのかについても、委員会では十分な</p>	北村委員

		検討が行われていないことから、現段階で明記することには疑問。	
4. 1. 2 緊急時の対応			
15 ページ 25 行目	「有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であることを明確にすること。」	<p><修正案> 削除</p> <p><修正理由> 委員会の場でこうした問題提起があったことは承知しているが、コンセンサスが形成されたわけではないと理解。そもそもが緊急時という例外的な状況についての規定であり、例外を想定しない GL は現実的か。災害対応等、緊急時の対応を要する場合に無償及び有償が活用できないというのは政策的に受け入れられない</p>	北村委員
4. 1. 3 新 JICA の環境社会配慮における役割(「確認」と「支援」)			
16 ページ 7 行目	「協力準備調査の実施にあたっては、新 JICA は、相手国政府と共同で適切な環境社会配慮を行い、相手国政府が実施する環境社会配慮を支援する。」	同ページの 1 行目の表現で「環境社会配慮の主体は相手国政府である」があり、ここの乖離があり次のようにトーンダウンできないか。 「と共同で→の協力を得て」	中山委員
		相手国との「共同」により実施するとの記載は、共同(連帯)責任との誤解を招きやすく、特に資金協力の場合に責任の所在が曖昧になってしまい、相手国へのレバレッジを弱めてしまう可能性があります。JICA が事後的なレバレッジを保つためには、ガイドライン上で環境社会配慮は相手国の責任であることを強調することが重要であり、委員会でもその様な議論があったと思います。	千吉良委員
		<p><修正案> 次のとおり修正のうえ、一つ前の「・技術協力事業の実施に於いては、・」の文の前に移動。「・協力準備調査の実施にあたっては、新 JICA は、相手国政府が適切な環境社会配慮を行うよう十分な働きかけを行う。」</p> <p><修正理由> 環境社会配慮の主体は途上国政府であり、そこに資金援助機関たる新 JICA がどこまで関与すべきかについては結論が出ていないと理解。なお、P.9 の 2.2(4)③にも同様の記述があるが、ここは「座長コメント」であるので、ご判断はお任せしたい。</p>	北村委員
16 ページ 9 行目	「紛争地におけるプロジェクトに関する特別の配慮については、現行 JICA ガイドラインの規定(2.7)を維持すべきである。」	「4.1.4 人権への配慮」の項目に含めたら良いか。	清水委員
4. 1. 5 環境社会配慮の項目			
16 ページ 17 行目	(全般)	「4.7 資金協力の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中に移す(環境社会配慮の主体は相手国政府。)	福田委員
16 ページ 17 行目	(1) 新たに追加すべき項目 「労働環境 地域住民の安全 地球温暖化・温室効果ガス排出」が追加。	こうした新たな項目は、実際にガイドラインで確認するのは難しいところもあり、「合理的と考えられる範囲内」を改めて追記していただきたい。	高梨委員
16 ページ 32 行目	「また、プロジェクトによる温室効果ガスの排出状況の把握方法について・・・新 JICA	<修正案>削除もしくは次の一文に差し替え「また、環境に負荷を与える温室効果ガス等の排出をできる限り抑制することが重要である。」	北村委員

	としての取組を検討することを期待する。」	<p><修正理由> 排出抑制や排出する事業の定量化・モニタリングについては議論された記録がある(第12回)が、排出状況の把握の必要性までは提案されておらず、実現可能性という点でも疑問がある。</p>	
4. 1. 6 参照すべき国際基準やグッドプラクティスの参照			
17 ページ 15 行目	(全般)	<p>産業界委員から、次の意見があったことを併記願う。 「環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、新 JICA はパイの実施機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要。また、相手国においては法令や手続きが不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令や手続きの整備を行われることを期待。」</p>	中委員
		<p>世銀のセーフガード政策への「適合」については委員会で新 JBIC の事例が紹介されたのみで、具体的な内容は議論されていません。「適合」と「参照」が具体的にどう違うかといった論点は課題として残っていると思います。</p>	千吉良委員
17 ページ 22 行目	「これらのことから、改定 JICA ガイドラインにおいても、環境社会配慮上の要件の遵守を確認するにあたり、当該プロジェクトが世界銀行の 10 のセーフガード政策に「適合」していることを確認することとする。	<p>世銀等の国際機関でのセーフガード政策の運用上の問題点等引き続き議論が必要。また、セーフガード政策に「適合」しているかの確認作業をどこまでするか検討が必要かと思われます。</p>	高梨委員
4. 2 案件形成段階			
4. 2. 1 協力準備調査			
(1) 協力準備調査の実施決定プロセス			
17 ページ 28 行目	「協力準備調査はその実施自体が問題となる <u>ことがある</u> 。そこで、協力準備調査を実施するか否かに関して-----」	<p>ここでの議論は、第 17 回の委員会で福田委員の意見に反論した経緯もあり、協力準備調査を実施もしないで案件を棄却するのではなく、JICA の責任で調査を実施してから結論を出すという可能性は残していただきたい。例えば次のように、 「自体が問題となる<u>ことがある</u>→を効率的にかつ重点的に進める必要がある。」 「を実施するか否か→の実施」</p>	中山委員
17 ページ 28 行目	「協力準備調査はその実施自体が問題となる <u>ことがある</u> 。」	<p><修正案> 削除 <修正理由> 協力準備調査における環境社会配慮については、実施自体の是非ではなく、「2. 基本的な考え方」にも記載されているように、「早期段階からの環境社会配慮」が重要であるという認識のもとで議論されてきたと理解。</p>	北村委員
17 ページ 29 行目	「協力準備調査の実施決定前に、新 JICA は、協力準備調査を行おうとする案件の実施国、案件名、案件概要(場所、セクター、規模など)、カテゴリ分類とその根拠を公開	<ul style="list-style-type: none"> 第 17 回委員会での議論では、公開のタイミングについて「可能な限り早期の段階で」との結論がでているため、その旨を追加するべきである。 具体的な公開の期間について、第 17 回の委員会において、30 日が適切ではないとの指摘が事務局からあった一方、具体的に公開が可能なタイミングについては、政府との協議が必要との発言が 	清水委員

	する」	あった。その後の検討作業が進んでいけば、状況について事務局よりインプットを頂きたい。	
17 ページ 32 行目	「公開期間については、委員から、現行 JICAガイドラインと同様、全ての案件について、実施決定の30 日前から公開すべきとの提案があった。」	本件については、「論点整理(案)に係る議論のポイント」にもある通り、委員会では「30 日間とは記載しないものの、できるだけ早い段階で公開するという考え方で整理したい。」との纏めであったと理解している。	中委員
		委員会では、併せて JICA 事業の迅速化の重要性が強調されました。調査を遅滞させないで、新 JICA の業務プロセスを通じ一定期間の公開と同様の措置(「例 実施予定案件の公示」)が取れば十分かと思ひ、ここは工夫をすべきと思ひます。	高梨委員
		<修正案> 加筆(両論併記)「また、別の委員からは、迅速化を推進する上で支障とならない様な確認内容及び手続きとすべしとの意見も出た。」 <修正理由> 「2.基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスに関連しており、議論があったところ、中間報告書の取りまとめ方としては両論併記が望ましい。	北村委員
(2) 協力準備調査の調査内容			
18 ページ 10 行目	「これらのことから、JICAは協力準備調査の実施前にカテゴリA案件について(は、必ず、B案件は必要に応じて)現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR案に反映させるべきである。そして、新JICAは協力準備調査実施前にTOR案を公開し、外部からの情報提供・意見表明を受け付けるものとする。」	「TOR案の事前の十分な検討」をどう実施するのか、外部からどの程度寄与できるのか議論が必要と思われます。	高梨委員
		「カテゴリA案件について(は、必ず、B案件は必要に応じて)」については、括弧を取る(趣旨の明確化)	福田委員
		<修正案> 次のとおり修正「JICA は個別案件の形成段階における協力準備調査の実施前に、カテゴリA案件について(は、必ず、B案件は必要に応じて)ステークホルダーからの情報・意見を収集し、その結果を TOR案に反映させるべきである。」 <修正理由> 情報公開の重要性は当然としても、ステークホルダーからの聞き取りを義務づけるのか。ステークホルダーの存在を軽視すべきでない点は当然だが、TOR案作成段階、調査段階と複数の段階で関与しなければ環境社会配慮は確保できない訳ではないと考えられる。迅速性とのバランスを図ることが重要。	北村委員
(3) マスタープランを含む協力準備調査のカテゴリ分類			
18 ページ 33 行目	「新 JICA はこれらの指摘を踏まえ、M/P を含む協力準備調査についてのカテゴリ分類では、カテゴリ A の個別プロジェクト案が検討される場合にはステークホルダー協議を義務づけることを前提として、適切なカテゴリ分類方法を検討する。」	マスタープラン調査は、広域的な地域を対象にすることが多く、現地ステークホルダー(例住民)を特定するだけの設計や詳細なデータがない段階にあり、ステークホルダー協議を義務づけることは徒に混乱や調査の遅延を招く懸念があります。むしろ FS 段階でのステークホルダー協議の確実な実施が大事と思われる。ただ、ここで言うステークホルダーが直接影響を受ける住民でなく、幅広く現地政府機関・NGO 等を指すのであれば表現を工夫いただきたい。	高梨委員
(4) 協力準備調査の実施プロセス			
19 ページ 1 行目	(全般)	産業界委員から、次の意見があったことを併記願う。 「協力準備調査は3つの援助手法に係る調査業務を一つの枠組みに集約して行われるので、資金協力を繋がる案件発掘・形成の迅速化に繋がるものと期待している。ただでさえ、ODAは時間がかかるの	中委員

		で、民間企業が取り組みを敬遠する動きが顕著である。現在の官民連携促進の動きを阻害しないためにも、入り口の調査では、迅速化を促進する上で支障とならないような確認内容および手続きを確保すべきである。協力準備調査を環境ガイドラインの適用対象から外したとしても、環境社会配慮確認の手続きは全体として後退しないと考える(アカウントビリティの確保は審査要件の明確化と情報公開で担保していく。)」	
		案件形成に要する期間の短縮を始め、円借款プロセスの各段階の期間短縮に努めている中で、全ての案件を同一プロセスの下で実施することは却って事業の実施を遅らせることにもなりかねないため、具体的プロセスの規定については慎重であるべき。	山浦委員
19 ページ 5 行目	「①新JICAは、協力準備調査が対象とするプロジェクト(以下対象プロジェクト)において、当該プロジェクトについての、環境アセスメント報告書、住民移転計画、先住民族の配慮に関する計画など環境社会配慮に関する文書(以下環境社会配慮文書)の必要性、必要な文書の策定状況、内容の概要について確認する。」	実務的な立場から、「先住民族の配慮に関する計画」について、要件として検討内容・計画の必要項目等明確にすべきと考えられます。	高梨委員
19 ページ 13 行目	③すでに環境社会配慮文書が策定されている場合には、新 JICA は①の確認内容を踏まえ、下記の事項を TOR 案に反映させる。	この場合の TOR 案は協力準備調査の中の SAPROF 調査をイメージしているのでしょうか。	高梨委員
19 ページ 20 行目	(スコーピング)	一般プロジェクトでは「カテゴリ B は必要に応じて」とされているものの、M/P プロジェクトではカテゴリ C を除きステークホルダー協議が義務付けられている表現は矛盾があり整理が必要のように考えられます。	高梨委員
19 ページ 26 行目	「新 JICA はレビュー結果を踏まえ、補足調査に関するスコーピング案に反映する。」	この場合の補足調査は協力準備調査の中の SAPROF 調査をイメージしているのでしょうか	高梨委員
20 ページ 4 行目	「M/P を含む協力準備調査の場合には、新 JICA は M/P 段階調査終了後に、フィージビリティ調査の対象プロジェクトにつき、再度、上記、環境社会配慮文書の確認における①の確認を行い、②または③の規定に従い、TOR の見直しを行う。」	環境社会配慮文書について、この場合 M/P は JICA が実施しているので、文書も JICA 製かと思いますが、この確認は自分で自分の文書を確認するということでしょうか。	高梨委員
20 ページ 7 行目	(最終報告書の公開)	「協力準備調査の最終報告書は、完成次第速やかに、かつ案件の審査開始前に公開する。」を追加(NGO 提案で左の提案をし、第 17 回で議論され結論を見なかったが、委員からの反論はなかった。)	福田委員
20 ページ 8 行目	「新 JICA は、カテゴリ A 案件の調査については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて、最終報告書案を現地および新	一最終報告書案の現地での公開を規定する場合には、公開方法・時期・期間について一定の指針が必要と考えられ、別途議論が必要と思われます。	高梨委員
		● 最終報告書の公開のタイミング・範囲については、第 17 回の委員会で議論したが、結論がでない	清水委員

	JICA ウェブサイトにおいて公開するとともに、相手国政府が実施する現地ステークホルダー協議を支援する。」	<p>い。再度の議論が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力準備報告書の最終版については、①そもそも公開を前提としないもの、②入札後に公開するものを除いた環境社会配慮に関わる情報が記載されている協力準備調査の箇所を、作成終了後速やかにかつ環境レビュー前に公開すべきである。 また、「環境社会配慮に関する情報」には、代替案の検討も含まれるべきである。また、現在のJBICのガイドラインにも「環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財務的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない」とあり、環境社会配慮が適切に実施されるか否かは、これらの要因にも大きく影響を及ぼすため、これらの情報についても(上述した①②を除き)「環境社会配慮に関する文書」に含まれるべきである。 	
20 ページ 14 行目	「これらの提案の内容に関しては、上述のM/P のカテゴリ分類について疑問が呈せられたほかは、特段の異論はなかった。」	<p><修正案> 削除 <修正理由> 「一連の提言」は広範な内容を網羅しており、「2.基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスの観点から議論はあり得る。事務局からも種々説明がなされた部分であり、各委員についても「特段の異論なし」とまでは言えないと考える。</p>	北村委員
4. 3 案件審査段階			
4. 3. 1 スクリーニング			
(1)カテゴリ A の定義と現地国の法制度との関係			
20 ページ 26 行目	「第9回委員会での議論で、以下のように両論が出されたため、ペンディングとなった。」	資金協力案件の形成・審査・実施段階においては相手国制度を勘案しない、開発計画調査型技術協力においては勘案すると整理してはどうか。(議論未了)	福田委員
(2)非自発的住民移転のみによるカテゴリ A			
21 ページ 3 行目	「現行 JBIC・JICA ガイドラインにおいては、EIA とは異なり住民移転計画の現地公開・ステークホルダー協議が義務づけられていないことを考えると、プロジェクトにおいて十分な情報公開と協議を確保する観点から、非自発的住民移転をとまなう場合には、新 JICA は住民移転計画の公開と作成時の協議を義務づけるべきである。」	「非自発的住民移転のみを理由としてカテゴリ A とされる場合に、住民移転計画の提出を前提に、EIA 実施・提出を求めないことは考えられる。ただし、現行ガイドラインにおいては、EIA のプロセスで求められる公開・協議は、住民移転計画においては求められていない。」(趣旨の明確化)	福田委員
		FS の段階では詳細な構造物やサイトが決定していないため、移転対象住民を特定出来ない時点でもあり、住民移転計画を公開することは、逆に住民に不安を生じさせたり、過剰な期待をいだかせたりする恐れがあり、公開は慎重に検討すべきです。	高梨委員
		<p><修正案> 下線部を加筆。 「大規模な非自発的住民移転をとまなう場合には、新 JICA は住民移転計画の<u>関係者への公開</u>と作成時の協議を義務づけるべきである。」</p> <p><修正理由> ・文脈に即した修正。 ・「公開」の意味を明確にし、事業関係者・被影響住民への情報公開の徹底を図るため。</p>	北村委員

(3)エンジニアリング・サービス借款			
21 ページ 11 行目	「ただし、準備工事や住民移転が伴わない場合は、現行通りカテゴリ B(または C)とする。」	第9回の委員会の議論において、事務局よりE/S借款中に、準備工事や住民移転等、物理的に動きがあるものについては、それを踏まえた形でカテゴリ分類を行うという整理の仕方の紹介はあった。しかしながら、委員間における議論の趨勢としては基本的には本体事業による環境社会影響の大きさに着目してすべきものということと理解している。したがって「ただし」以下は削除すべきである。	清水委員
		削除(議論の結果を踏まえていない。カテゴリ分類はあくまで本体の影響の大きさに着目してなされるべき。)	福田委員
21 ページ 13 行目	「なお、本委員会の審議過程では、E/S 借款において環境社会配慮関連の調査が行われた場合に、調査の成果物を公開する必要性についても指摘された。」	<ul style="list-style-type: none"> 第9回の委員会において、情報公開の必要性についても議論はされたが、E/S 借款の成果物として作成される環境社会配慮関連文書の公開については、議論が中途半端のまま終わっている。 「4.5.5. 実施段階の情報公開」にある、意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についての公開に、E/S 借款で作成される環境社会配慮関連の文書もこの一部であるという形で整理してはいかかがか。 	清水委員
		公開の場合は、調査結果を知り、それを悪用した用地買収や不法占拠等の住民の不利益になるような事態を避けるような特別な公開・通知方法が必要と考えます。そもそも、E/S 借款の成果物は相手国政府に属するものであり、協力準備調査とは位置付けが異なること、また入札等の情報も含まれることから、別の取り扱いが必要。環境社会配慮に関する検討結果は、後続借款の検討に利用されるため、その段階でガイドラインに沿った情報公開を行うことが適当ではないか。	高梨委員
21 ページ 16 行目	「カテゴリ A に分類された場合は、環境配慮のために必要な資金を別途援助するなどの対応が必要だと考えられる。」	趣旨の明確化が望ましい(高梨委員の提案だが、「資金を別途援助」とはどういう趣旨か、明確化してはいかかがか。)	福田委員
(4)政策借款			
21 ページ 17 行目	(全般)	政策借款にどのように SEA を導入するのか具体的な手続、手法等について引き続き調査、検討が必要。(※ 政策借款の場合、「いつ」「誰が」「誰の費用負担で」SEA を実施するのか現段階では不明確と思われるため)。	小林委員
4. 3. 2 環境レビュー			
(2)カテゴリ FI における環境レビュー			
22 ページ 14 行目	「* 金融仲介者等が、融資案件実施段階で選定・決定されるサブプロジェクトについて、本ガイドラインの基準に基づくスクリーニングを行う体制を有していることを確認する。～」	上記のような詳細な記述について、再度委員会にて確認が必要ではないでしょうか。	高梨委員
(4)無償資金協力の環境レビュー			
23 ページ 16 行目	「(情報公開)カテゴリ A の無償資金協力案件のスクリーニング情報ならびに環境アセスメント報告書等、住民移転計画ないしそのドラフトおよび先住民族への配慮に関する」	新 JICA の活動指針として「援助の迅速な実施(Speed-up)」を掲げている中、120日(4か月)もの長い間プロジェクト情報を公開し、プロジェクトの遂行を遅らせるのは問題です。期間については工夫が必要だと思います。	高梨委員

	る計画ないしそのドラフトを、上記判断の120日以前に公開する。」		
23 ページ 23 行目	「以上の結果、本委員会としては、第16回委員会で実施した外務省からのヒアリングを踏まえ次のように判断する。すなわち、確実な環境レビューを実施し、適切な対応が可能とするためには、上記の委員提案が妥当である。また、環境レビューを設計・積算の後に行うのであれば、以下の点について関係諸機関の間での共通理解が形成され、合わせて公表されることが前提となる。 ・設計・積算の開始は案件採択に関する予断を与えるものではないこと。 ・設計・積算が行われても、その後の環境レビューにおいて支援を行わないとの意思決定がなされることが当然ありうること。」	<p><修正案> 削除(削除することによる両論併記)</p> <p><修正理由> 本件は委員会の場でコンセンサスが形成されたわけではないと理解。</p>	北村委員
4. 3. 3 意思決定への反映			
(1)環境レビュー結果の意思決定への反映			
24 ページ 16 行目	「無償資金協力の意思決定についても、現行JBICガイドラインの意思決定の規定と同様の内容の規定を設けることとする。」	<p><修正案>下線部を「を参考に検討する」に変更。</p> <p><修正理由> 無償資金協力に係る環境レビューのタイミング等については今後検討する必要があることから、環境レビュー結果の意思決定への反映に関する規定の内容についても併せて検討する必要があるため。</p>	北村委員
(2)新 JICA による意思決定：国際約束合意文書での明示			
24 ページ 18 行目	「新 JICA による意志決定：国際約束合意文書での明示」及び「モニタリング」	<p><修正案> 構成の見直し(4.4 フォローアップに移動)</p> <p><修正理由> 「新 JICA による意志決定：国際約束合意文書での明示」における「意志決定」は、案件審査段階ではなく案件実施中のことを指していると思われ、「モニタリング」も案件実施中を指していることから、「4.4 フォローアップ」に位置付けることが適当ではないか。「フォローアップ」を「モニタリング・フォローアップ」に修正することも一案。</p>	北村委員
24 ページ 21 行目	「改定ガイドラインに盛り込むべき意思決定に関する規定については～」の段落	前の項((1)環境レビュー結果の意思決定への反映)の末尾に移動(趣旨の明確化)	福田委員
24 ページ 26 行目	「資金協力を中止できるよう規定する」	<p><修正案> 次のとおり修正「資金協力の中止の提言ができるよう規定する」</p> <p><修正理由> 次の文にある「新JICAは支援の中止を提言する」との平仄を合わせる。</p>	北村委員

24 ページ 28 行目	「上記の L/A、G/A のような国際約束合意文書に記載された環境社会配慮条項に違反した場合は、新 JICA は支援の中止を提言する。」	支援の中止は慎重にすべきであり、改善に向け協力すべきと思います。	高梨委員
		新 JICA が実施中に支援を停止・中止することがある点については、モニタリングの項目で規定すべき(趣旨の明確化)	福田委員
4.5 情報公開			
25 ページ (全般)		9月29日付4団体による要望書で、「情報公開においては、二国間援助機関として政府との信頼関係維持や商業上の守秘義務を十分考慮すべきである。民間(産業界・NPO)の時間軸を認識して、相手国における法令、手続きおよび情報公開等も踏まえ、新 JICA の審査等に必要な情報収集やプロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容や手順を確保することも重要である。また、情報公開は本体事業から行うべきと考える。」と要望しており、本件についても中間報告書に産業界委員からの意見として反映して頂きたい。	中委員
		情報公開に関して、途上国政府にとっては情報管理が一つのリスクマネジメントである側面にも配慮すべきで、翻訳版の公開も然りと意見を第11回に発言しておりますので、それも報告書に反映して下さい。住民移転計画や先住民配慮計画のドラフトやモニタリング結果についても、公開が難しいと先方政府が判断する情報を JICA が一方的に公開してしまうリスクは大きいと考えられ、先方政府の承諾無しに対応することは適当でないと考えます。斯かる意見も併記して下さい。	千吉良委員
4.5.1 意思決定前の情報公開			
26 ページ 2 行目	「特に、住民移転計画と先住民配慮計画については、相手国で公開されている場合、新 JICA においても公開する」	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の中間報告書(案)4.5.1 では、これら文書の公開は「相手国で公開されている場合」となっている。しかし、先住民配慮計画のドラフト及び最終版の公開については、「4.7.5 先住民」において、現地で公開されることになっている。また、住民移転計画のドラフトについては、「4.7.4 非自発的住民移転」において、現地で公開されることになっている。 ● また、住民移転計画の最終版の現地での公開については、中間報告書(案)においては記述がないが、本コメントの「4.7.4」の通りであり、義務化すべきである。 ● つまり、住民移転計画と先住民配慮計画は、現地での公開を義務化すべきであり、「相手国で公開されている場合」をとるべきである。 	清水委員
		「特に、住民移転計画および先住民計画は、環境アセスメント報告書と同様、入手後速やかに公開する。」(趣旨の明確化。中間報告案では RAP/IPP の公開を義務づけているため。)	福田委員
26 ページ 7 行目	「環境アセスメント報告書等、環境社会配慮のために相手国政府等から入手した文書を、確認作業のために翻訳版を作成した場合には」	中間報告書(案)では、「入手した翻訳版」と「JICA が作成する翻訳版」が混乱しているため、「環境アセスメント報告書等やその他の環境社会配慮のために相手国政府等から入手した文書について、環境社会配慮確認のためにそれらの翻訳版を作成または入手した場合には、翻訳版も公開すべきである」に変更する。	清水委員
		「環境社会配慮確認のために相手国政府等から入手した文書について、その翻訳版を作成ないし入手した場合には」(趣旨の明確化。JICA が作成した場合の他、相手国政府が作成し JICA が入手した場合も含むべき。)	福田委員
		翻訳版を公開するためには、翻訳の質のチェックがきわめて重要で、そのため十分な期間が及び予算の確保が求められることに留意する必要があります。また、先方政府の承諾無しに公開するのは適当	高梨委員

		では無いと考えます(現地ステークホルダーに対する情報開示との観点では、原本の公開で十分と思われる)。	
26 ページ 9 行目	「また、事務局からは、環境レビュー前の段階においては、案件概要、カテゴリ分類とその根拠、影響項目の説明等を公開するとした。そして、特にカテゴリ A 案件については環境アセスメント報告書も公開することで、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとされた。」	削除(趣旨が不明)	福田委員
4. 5. 2 意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間			
26 ページ 22 行目	「・住民移転計画またはそのドラフト、先住民配慮計画またはそのドラフトを入手後すみやかに、遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する。」	<p><修正案> 下線部を「入手後相手国政府等の了解を得た上ですみやかに」に変更。</p> <p><修正理由> 4.5.1 の記述と整合性をとるため。</p>	北村委員
26 ページ 24 行目	「これらの情報公開は、カテゴリ A 案件については、新 JICA の国際約束締結(合意文書締結)に先立ち、少なくとも 120 日間行う」	第 17 回委員会において、無償資金協力については、120 日間という期間が長いかもしれない、もしくは、120 日はそのままにして他に変更を加えるといったことも検討の点という事務局からのコメントがあった。これについては、事務局によるその後の検討状況を踏まえ(検討が進んでいる場合には)、再度委員会において議論し、中間報告書において記述が可能な状況であれば、記述してはいかがか。	清水委員
		公開期間については、援助の迅速化の観点から別途議論が必要と思われます。	高梨委員
26 ページ 25 行目	「新 JICA の国際約束締結(合意文書締結)に先立ち」	<p><修正案> 削除もしくは「120 日間行う」を削除。</p> <p><修正理由> 「2.基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスに関連しており、議論があったところ、中間報告書の取りまとめ方としては両論併記が望ましい。</p>	北村委員
26 ページ 26 行目	(箇条書きに1文追加)	「新 JICA による合意文書締結に先立ち」(事実誤認。L/A や G/A はいわゆる国際約束ではない。)	福田委員
26 ページ 26 行目	(全般)	<p><修正案>・情報公開にあたり、被影響住民及び被援助国内第三者に負の影響を与えないよう、情報内容及び公開方法を、先方政府と協議の上で決定する。</p> <p><修正理由> 住民移転行動計画に被影響住民の資産等、保護されるべき個人情報が含まれる場合、あるいは、公開情報によって被影響住民や被援助国内の第三者が不当な損失を被るおそれがある場合を想定し、被援助国の実情に応じた公開方式を事前に十分に検討するため。</p>	北村委員
4. 5. 3 公開の方法			
26 ページ 26 行目	(全般)	コピーの無償配布については、第 11 回で発言の通り、受益者負担が原則と考えておりますので、両論併記をお願いします。	千吉良委員

26 ページ 33 行目	「情報入手のために多額の費用がかかることのないようにすることを求める。」	「情報入手」を「情報公開」に修正。	北村委員
4. 5. 5 実施段階の情報公開			
27 ページ 15 行目	「相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新JICAは入手後速やかに公開するものとする。」	相手国政府が行う業務に関する情報公開は相手国政府の責任であり、これを新 JICA が公開するのは明らかに行き過ぎだと思うので、次のようにされたい。例えば、 「入手後速やかに公開するものとする。→速やかに公開するよう相手国政府に要請するものとする。」 (関連事項 30 ページ 17 行目)	中山委員
4. 6 審査諮問機関			
27 ページ 22 行目	(全般)	この項の最後にある「なお、本委員会においては、……今後本委員会においてもさらなる検討を行う。」の文章を冒頭の「外部専門家からなる第三者機関の設置が必要と考えられるからである。」の後に移動させる。 また、9 月 29 日付 4 団体による要望書で、審査諮問機関の設置については、「他の国際機関や二国間援助機関も資金協力に関する審査会を有していないことから、慎重に検討する必要がある。一方、わが国は従来から開発における発展途上国の自助努力すなわち途上国が第一義的な責任と役割を担って主体的に自国の開発課題に取り組むことを支援してきたが、環境社会配慮に関しても、同様に自助努力を促進するためにも、事業の主体である当該国政府内の制度やシステムの活用を図っていくべきであろう。外部の知見を活用するのであれば、現 JBIC のこれまでの取り組みに従い、外部専門家を雇用し、その専門家が直接現地で先方政府と協議・調査を行うほうが机上で議論をするだけの審査諮問機関よりも効率的・効果的である。」と要望しており、本件に関する今後の議論においても考慮頂きたい。	中委員
27 ページ 28 行目	「これは、新 JICA は公的機関としての事業活動の透明性が強く求められることから、外部専門家からなる第三者機関の設置が必要と考えられるからである。」	<修正案> 削除 <修正理由> 「公的機関」については、上記コメント 3 に同じ。 委員会では、審査諮問機関の機能と役割についても議論され、この点は引き続き検討事項であると理解していることから、審査会の機能を限定しない形に修文。	北村委員
27 ページ 30 行目	「委員からの提案は、審査諮問機関は以下の助言を行うというものである。協力準備調査にかかる案件については、そのTOR案、スコーピング案、最終報告書案という3段階において環境レビューなどに対し、協力準備調査にかからない案件についてはその環境レビューに対し助言を行う。」	従来の SAPROF のような調査期間が極めて短い調査も協力準備調査となるため、審査諮問機関の頻繁な開催は実質的に不可能と考えられます。	高梨委員
27 ページ 34 行目	「審査諮問機関の効果は、新 JICA の環境社会配慮に関して透明性が高まることであ	<修正案> 次の一文に差し替え「審査諮問機関の機能として、外部の専門的知見の活用に加え、透明性が高まる	北村委員

	る。」	効果が期待される。」 〈修正理由〉 委員会では、審査諮問機関の機能と役割についても議論され、この点は引き続き検討事項であると理解していることから、審査会の機能を限定しない形に修文。	
28 ページ 12 行目	「以上の検討から、新 JICA にも現在と同様に審査諮問機関を設置することとする。従って、新 JICA が実施する協力準備調査及び環境レビュー、また、モニタリングに対しても、審査諮問機関の助言を得ることとする。」	審査会への諮問範囲については、現在の審査会の業務実態に関する問題点を踏まえて慎重に議論すべきという意見が第 13 回の委員会で産業界から出された。 「従って、新 JICA が実施する協力準備調査および環境レビュー、または、モニタリングに対しても、審査諮問委員会の助言を得ることとする。」については、例えば →「具体的な審査諮問委員会の審査範囲については、今後議論をする。」	中山委員
		〈修正案〉 削除。 〈修正理由〉 審査諮問機関そのものを否定する意見はなかったが、「2.基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスに関連して、様々な意見が出た。今後、委員会における議論において具体的な構成や機能等についてさらに検討がなされた上で判断がなされることになったと理解している。	北村委員
4. 7 資金協力の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮			
28 ページ 24 行目	「JICA ガイドライン 1.6 など」	「現行 JICA ガイドライン 1.6 および別紙 1」(趣旨の明確化)	福田委員
4. 7. 3 ステークホルダー協議等			
(2)ステークホルダー協議			
30 ページ 4 行目	「2 つのガイドラインでは、規定されたステークホルダー協議の回数が異なるが、新 JICA としてステークホルダー協議の回数を減少させることはガイドラインの後退となるため、現行 JICA ガイドラインを踏襲する。」	協力準備調査におけるステークホルダーとの協議は、スコーピング時と、ドラフトファイナル時の 2 回、実施されるべきという結論が委員会においてだされているが、その 2 回という回数と、ここにあるステークホルダー協議の回数をどのように整合性をつけるか。	清水委員
		資金協力案件においては求めるステークホルダー協議と、日本側が協力準備調査を通じて環境社会配慮を支援する場合が混同して記述されていないか(議論未了)。	福田委員
		新たな「協力準備調査」には、これまでの開発調査と比較し短期間の開発調査や SAPROF 等の調査も含まれることから、ステークホルダー協議の回数を常に 3 回とするのは現場での実施上問題が生じると思います。新ガイドラインが後退することなく、「原則として」等の記述の工夫が必要と思われる。	高梨委員
(3)ステークホルダーからの意見への対応			
30 ページ 8 行目	(全般)	「4. 5 情報公開」に移動(趣旨の明確化。意見に対応するのは新 JICA である。)	福田委員
(4)情報公開			
30 ページ 17 行目	「----公開を規定する。」	「の要請について規定する。」	中山委員

(5)ステークホルダー協議の確認			
30 ページ 20 行目	(全般)	削除(重複(23 ページ 31 行目))	福田委員
30 ページ 26 行目	「具体的には、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行われた協議について、環境レビューの際に以下の要素を考慮して確認するものとする。 ・現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件」	上記の内容は、客観的な基準も存在しないため、具体的に何を確認すれば良いのか、実際の作業を考えると難しい面がある。「公正な協議を担保するため自由な発言がなされることが求められる」等、相手国政府に対して求める事項とすべきではないか。	高梨委員
4. 7. 4 非自発的住民移転			
30 ページ	(全般)	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の最終版の公開については、第 14 回・15 回の委員会において議論されたものの記述がない。委員会での結論がでているのかいないのかについては、必ずしも明確ではないが、委員間では異論が無かった。 住民移転計画の最終版の公開については、義務化すべきある。 	清水委員
31 ページ 3 行目	「金銭補償を行う場合には、補償水準は再取得価格に基づくこと。このために市場価格調査が実施されるなど、補償水準の算定根拠が明らかにされていること。」	補償水準の算定根拠を明確にする水準として、必ずしも市場価格が有効と言えないことは委員会にて議論がありました。表現方法を工夫する必要があると考えられます。また、委員会でも議論された通り、一律「再取得価格」と規定するのは実務上困難な場合も想定される点は考慮すべきです。	高梨委員
31 ページ 5 行目	「・補償は事前の適切な時期に支払われること。」	<p><修正案> 補償は、事前積算ないし事後精算のいずれかにより、被影響住民が不当な損失を受けないように適切な時期に実施すること。</p> <p><修正理由> 損失の見積もり方法と時期により被影響住民が損失を被ることのないように措置することが必要。被影響住民が裨益住民でもある場合には、事業の効果を早期に発現させることが、被影響住民の総合的な経済的利益(機会費用を含む)の最大化にとって有効であるため。</p>	北村委員
31 ページ 7 行目	「ただし、金銭補償だけで良いというものではない。人々の生活が持続可能となるよう、移転先のインフラ整備や生活手段を確保することが重要である。」	削除(現行ガイドラインと同趣旨)	福田委員
31 ページ 17 行目	「住民移転計画のドラフトは同様の要領で作成され、公開されていること。」	「住民移転計画のドラフトおよび最終版は、当該国の公用語または広く使用されている言語で作成され、公開されていること。」 RAP 策定プロセスにおける協議とは別段落とすることが望ましい。 議論の趣旨の反映。RAP 最終版の公開を要件とする新 JBIC ガイドラインのレベルは確保すべき。	福田委員
31 ページ 21 行目	「住民移転の実施段階において相手国に対する支援が必要と認められる場合は、国際	削除ないし移動してはどうか	福田委員

	機関が定める国際基準やグッドプラクティスを参照しつつ、技術協力・資金協力を含めた実質的な環境社会配慮施策が講じられるべきである。」	趣旨は理解するが、資金協力案件に求められる要件として規定するのが適当か。また、審査の抜け穴とならない規定方法が必要。	
31 ページ 23 行目	「(苦情の受付) 影響を受ける人々やコミュニティからの苦情を受け付け、解決するためのメカニズムが設置されていること。当該メカニズムはプロジェクト実施主体等から独立させる。」	<p><修正案> 「(申立の受付)大規模非自発的住民移転を伴うプロジェクトの場合には、影響を受ける地域住民やコミュニティからの検証可能な事実に基づく正当な申立を受け、公平で透明な解決策を提示し、適正な手続きによって実施する制度が確立されていること。当該制度は、プロジェクト実施主体と独立した主体により監査されることが必要である。」</p> <p><修正理由> 不当要求と正当な申立を明確に区別し、正当な補償が正当な被影響住民に支払われることを担保していくため。また、公平性、透明性に十分留意し、被援助国における地域の利権団体等による不当搾取(いわゆる「ゴネ得」)等を防止するため。申立が事業実施機関により不透明に隠蔽(握りつぶし)されることは防止する必要があるが、途上国では政府内部部局の独立性は必ずしも十分でないことから、補償責任を実施機関が担うことを一律に否定するのではなく、適正補償の実効性を高めるため、監査責任の第三者性を明示したもの。</p>	北村委員
4. 7. 5 先住民族			
31 ページ 34 行目	「十分な情報に基づいて先住民族の合意を得られるよう努めなければならない」を、「自由で事前の、十分な情報に基づく合意を得られるよう努めなければならない」と改める。なお、これは、相手国政府の責任である。」	「自由で事前の、十分な情報に基づく合意」は世銀の関連OPの翻訳と理解しておりますが、特に「自由で」の意味が不明瞭であり、実務者向けまた相手国向けに補足の説明が必要かと思料されます。	高梨委員
4. 7. 7 ステークホルダーとの協議結果の公開			
32 ページ 24 行目	「新JICAガイドラインにおいては、現在、国民が強く求めている透明性を確保するため、環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議記録の実施状況、ステークホルダーの主要な意見とこれに対する対応状況等の協議記録の結果の当該国における公開を規定する」	公開については、相手国の国情を考慮し公開の形態にどう配慮するか議論が必要と考えます	高梨委員
5. ガイドラインの構成と運用			
32 ページ 28 行目	(全般)	<p><修正案> 5. 全体を削除</p>	北村委員

		<p><修正理由> GL の構成と運用については十分な議論がされておらず、従って委員会のコンセンサスと言えるものはないと理解。また、少なくとも、外務省実施分の無償資金協カスキームのうち、新 JICA が事前の調査や実施促進業務を行うものについては、新 GL で規定される手続と同様の手続がとられることが想定されており(資料 17-1-8 参照)、新 JICA 実施分と別個の手続を新 GL で規定する必要はない。</p>	
		この部分は、当方から論点整理(案)に係る議論のポイントの I.1. 全体構成にて、「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは、むしろある程度柔軟性を持たしておき、一方で「運用面でぶれる」ことがないように、しっかり「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい旨、提案・意見交換しているが、委員会での十分な議論がなされていない旨の明記が必要では。	中委員
		旧 JBIC ガイドラインの環境チェックリストを引用し、新ガイドラインでも改訂・活用することにより、新ガイドラインの環境社会配慮で最低限必要な要求事項が明確になると考えます。	高梨委員
33 ページ 12 行目	「1 有償資金協力、2 無償資金協力(新 JICA が担当)、3 無償資金協力(外務省が担当、新 JICA が事前調査で支援)、4 開発計画型技術協力、5 技術協力プロジェクト」	ガイドラインの構成について上記のように例示がありますが、構成についての議論は十分していなかったと認識しています。また、「協力準備調査」についての言及がありませんが、この点はどのように理解すべきでしょうか。スキーム毎の各論編で議論することになるのでしょうか。	高梨委員
6. 外務省に対する提言			
33 ページ 30 行目	6. 外務省に対する提言	この部分は、本提言が JICA に対するものである点も含め、有識者委員会の総意を得ることが難しければ、中間報告書に収録しないことが望ましいが、収録するのであれば、文末に参考として学識委員の意見として載せるのが望ましいのでは。	中委員
		前回(第 18 回)も申し上げた通り、委員会設置の経緯や目的にも鑑み、本委員会は外務省に対して提言を行う立場になく、記述の内容もスコープ外ではないかと考えます。どうしても提言したい場合は、報告書と別の扱いとし、同提言を希望する関係者のみで行うべきだと思います。	千吉良委員
		<修正案>削除 <修正理由> 行政関係委員の除外もさることながら、そもそも委員会のマニデートを超えるもの。提言を行うことを妨げるものではないが、委員会の中間報告書の中で行うべきものとは思われない。	北村委員
総論			
	中間報告書案の基本的な位置づけ 特に「4. ガイドライン改定に当たったの論点に対する考え方」以降、ガイドラインのあり方を示す記述がいくつか見受けられるところ、むしろ現段階においてはこれまでの委員会の中で議論されてきた内容を具体的に記録し、今後の議論のための共有資料として位置づけるべきではないか。 なお、その際には、民間委員からの意見についても公平に掲載する必要があると考える。(例:9月29日付け小西委員提出資料等)		山浦委員
	同報告書は事務局が今後ガイドライン文案を作成するうえでの大枠となるものであるため、以下の点が確保されることが重要。 ・環境省としては、可能な限り、早い段階から幅広い環境配慮を行うことが必要と認識。 ・事実誤認がある場合は修正。 ・上記の環境配慮を円滑かつ効率的に行うためには、実務を担う事務局による中間報告書へのコメントも委員コメントと同等に扱い、中間報告書に反映すべき。 ・委員会としてコンセンサスが確立している論点、委員会が言及していない論点についてはその旨記載。コンセンサスが確立していない論点については両論併記。		小林委員

以上